



# 生徒支援便り

古河市立三和中学校  
令和6年4月26日発行

## ～ 間もなくゴールデンウィーク ～

新年度がスタートして3週間が経ちました。1年生は、良い緊張感をもちつつも中学校の生活に少しずつ慣れてきたようです。2、3年生は、気持ちを新たに日々の学校生活にしっかりと取り組むことができているようです。

さて、ゴールデンウィークがやってきます。部活動や勉強に取り組んだり、心身ともに一息ついたり、充実した期間にしましょう。

### 1 連休の過ごし方で気をつけてほしいこと

#### (1) 規則正しい生活を!

- ①健康管理をしっかりしたうえで、生活リズム（睡眠時間、食事等）を崩さないようにしましょう。
- ②学習にしっかり取り組み、部活動にも積極的に参加しよう。
- ③外出から帰ったら、手洗い、うがいをしよう。



#### (2) 事故・トラブル防止!

- ①交通ルールを遵守しよう。
- ②不審者などに注意しよう。
- ③スマートフォン、ゲームなどの使用時間を決め、使い方のルールを意識して使用しよう。特に、ラインなどのSNSを通じて、友人とのトラブルが起こらないようにしましょう。

### ☆交通安全☆

#### ○自転車運転の際は、次のことに気を付けよう。

- ①もしかして (危険予測)
- ②止まる (一時停止)
- ③みる (安全確認)
- ④待つ (安全確保)
- ⑤確かめる (再確認)

※横断歩道を渡る時も車の動きを見ながら渡り始めよう。

#### ○万一、事故にあってしまったら?

被害者の場合: 「大丈夫です」で済まさない。警察を呼んでもらおう。

加害者の場合: 「誠実」に対応する。



### ☆ネットトラブルに注意☆

最近、ネットでの誹謗中傷が増加傾向にあります。ネットは気軽に自分の意見などを投稿できる一方で、投稿の内容によっては人を傷つけ、加害者になることもあります。



誹謗中傷の加害者になってしまった場合、どんな罪に問われる可能性があるか知っていますか。

名誉毀損罪	具体的な事例を示して他人や企業の名誉を傷つける。
侮辱罪	中傷的な言葉（バカなど）でののしり名誉を傷つける。
脅迫罪	危害を与える旨（実行してなくても）を相手に伝える。
信用毀損罪 業務妨害罪	うその情報で企業等の信用を毀損する。

刑事責任+数百万円の損害賠償を求められるかも!?

自分が加害者にならないために、投稿・拡散する内容を正しく見極めて慎重に確認を行う、感情に任せて送信しないなど、セルフコントロールをしていきましょう。

また、たくさんの方がやっているからと安易に再投稿（拡散）を行うと“広めることに加担した”とみなされ、加害者となる場合もあります。

スマホの画面の反対側には常に「人」がいることを忘れず、ネットを正しく利用しましょう。

### 2 スクールカウンセラーについて

今年度も、スクールカウンセラーの先生が三和中に来てくれることになりました。生徒のみでも、保護者のみでもカウンセリングを受けることができます。カウンセリングを希望される場合は、学級担任またはスクールカウンセラー担当の野口までご連絡ください。積極的なご活用をおすすめします。

スクールカウンセラー	鈴木 教夫 (すずき のりお) 先生
勤務日	5月24日、6月14日、7月12日、9月13日、10月4日 11月1日、11月29日、1月10日、1月24日、2月21日
相談時間	午前: 9時35分～12時25分 午後: 13時30分～16時20分
その他	原則、相談時間は50分間ですが、短い時間でも可能です。 何か心配ごと等ありましたら、当日でも相談をお受けいたします。 予定が変更になることもありますので、ご了承ください。